岩船　和夫　宍井　貞雄
（准海尉）　柴田　匠
見谷太貴生　山崎　和夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十一日）
堺　幹太
瑞宝中綬章を授ける
安濟　邦夫　小笠原民子
田邊　茂　千田　清一
長谷川禮次郎　横山　豪郎
瑞宝双光章を授ける（各通）
菅尾　敬市　柳　秀茂
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十二日）
大原　高臣
瑞宝小綬章を授ける
朝日田吉弘　麻生田昌文
岡村　芳一　黒須　俊雄
田口　靖美　永田　弘
瑞宝双光章を授ける（各通）
小川　和男　峯岸　正
（石川県奥能登広域圏事務組合消防司令）
吉村　源春　渡邉　万次
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十三日）
（和歌山県立医科大学名誉教授）
上野山謙四郎
山本　治彦
瑞宝小綬章を授ける（各通）
朝倉　勝　市川　隆一
狩野　昭二　菊地　誠
星野　雄次　吉成　孝史
瑞宝双光章を授ける（各通）
青山　一俊　椎葉　鶴松
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十四日）
相場　信廣　飯橋　輝明
前田　慶忠　森本　俊和
瑞宝双光章を授ける（各通）
齋藤　久司
（熊本県警部）
坂本　和茂
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十五日）
長内　正美　田原　敬一
瑞宝双光章を授ける（各通）
（北海道警視）
竹中　利光
西之原善英
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月二十六日）
伊岐見芳雄
瑞宝双光章を授ける（三月二十七日）

皇室事項

御見舞電報及び御答電

東日本大震災二周年につき、次の各国元首から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対しそれぞれ御答電を発せられた。

エジプト国大統領閣下
ガボン国大統領閣下
ブルキナファソ国大統領閣下

御祝電

天皇陛下は、四月二十四日英国女王陛下の御誕生祝日につき、同月二十三日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づき、指定保安検査機関から、保安検査を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第二号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十五年四月二十五日

中部近畿産業保安監督部長　石垣　宏毅

一　指定保安検査機関の名称　株式会社ガスネット

二　変更前の事業所の所在地　大阪府堺市西区築港浜寺町四　大阪ガス泉北製造所第一工場内

三　変更後の事業所の所在地　大阪府堺市堺区高須町二丁二番二号

四　変更年月日　平成二十五年五月十三日

四国地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、四国地方整備局及び同局高知河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月25日

四国地方整備局長　川崎　正彦

1　河川の名称　仁淀川水系波介川
2　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防
3　河川管理施設の位置　高知県土佐市新居上ノ村3500番地１地先から高知県土佐市新居上ノ村3446番地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　高知県知事　尾崎　正直
住所　高知県高知市丸ノ内１丁目２番20号
5　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　供用の日から道路の存続する日まで

河川区域の廃止により、廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局大渡ダム管理所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月25日

四国地方整備局長　川崎　正彦

1　河川の名称　仁淀川水系仁淀川
2　廃川敷地等が生じた年月日　平成25年４月25日
3　廃川敷地等の位置　高知県吾川郡仁淀川町森山字ナガノチ237－８及び237－９
4　廃川敷地等の種類及び数量　土地　146.28平方メートル

法務

再審による無罪判決の公示

藤本紫恩（無職、平成元年１１月１１日生）に対して「平成二一年四月一六日酒気帯び運転をした」との事実につき、略式命令（罰金五〇万円）が確定していたが、再審の結果被告人の行為でないことが明らかとなったから、平成二五年三月一八日無罪の言渡しをした。

高知簡易裁判所

資料

—閣議決定等事項—

（内閣官房）

四月二十三日（火）

○一般案件（抜粋）

一、平成二十五年度一般会計暫定予算予備費使用について（決定）（財務省）
一、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針について（決定）（厚生労働省）
一、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」第二条に基づく施設及び区域の共同使用の条件変更について（決定）（防衛省）

○国会提出案件（抜粋）

一、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第七項の規定に基づく報告について（決定）（経済産業省）

○法律案

一、東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案（決定）（文部科学省）

公告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成25年４月17日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成25年４月25日

水戸地方法務局長　喜多　剛久

記

氏名　児玉　卓郎
所属する司法書士会　茨城司法書士会
登録番号　茨城第368号
事務所の所在地　茨城県つくば市吾妻１丁目15番１号
違反行為　本人確認義務違反